

# 広報 おおの 6月号

令和2年(2020年) NO.900

Publicity papers  NO



大野市が誕生した昭和29年7月に創刊した市の広報紙は、今月で900号を迎えました。  
これからも分かりやすい市政情報の発信に努めます。ご愛読をよろしく願います。

## 目次

- P2 新型コロナウイルス感染症 関連情報
- P8 子ども・子育て支援事業計画を策定

ご了承ください 本号に掲載しているイベント・行事などは、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、延期または中止する場合があります。

最新情報はホームページでチェック 本掲載情報は5月20日現在のものです。最新の情報は、市ホームページに掲載しています。

# 新型コロナウイルス感染症対策

## ！ 1人当たり10万円 特別定額給付金 の申請受付は7月31日まで！

給付額 1人につき10万円  
 対象者 令和2年4月27日現在、市内に住居登録のある人  
 給付時期 申請受付後、10日程度で指定口座へ振り込みます  
 申請書 すでに各世帯宛てに郵送しています  
 申請期限 令和2年7月31日<sup>日</sup>まで  
 〇 地域振興室 (☎64・4834)

**電話相談窓口はこちら**

■市役所相談窓口  
 ☎66・1111  
 時間 平日午前8時30分～午後5時

■総務省コールセンター  
 ☎0120・26・0020  
 時間 毎日午前9時～午後6時30分

市の給付状況 5月20日現在

給付世帯数 1万456世帯  
 給付率 88%<sup>世帯</sup>

対象世帯数 1万1790世帯

※6月の給付金の振込予定日は、5日、10日、15日、19日、25日、30日

## ！ 子どもに笑顔を届ける テイクアウトチケット の使用は6月30日まで！

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により家事負担が増加している子育て世帯の負担軽減と、外食の減少によって経営に影響を受けている飲食店の支援を目的に「子どもに笑顔を届けるテイクアウトチケット」を配布しました。

配布先 市内の子育て世代  
 使用期限 令和2年6月30日<sup>日</sup>まで  
 〇 商工観光振興課 (☎64・4816)  
 大野商工会議所 (☎66・1230)

**事業協力店を募集中**

子どもに笑顔を届けるテイクアウトチケット事業協力店を募集しています。

事業協力店の条件

- ・テイクアウトまたはデリバリーが可能な飲食店
- ・テイクアウトが可能な食品または飲料を製造・販売している店舗



## ！ デリバリー(出前)料金をPayPayで簡単支払い「おうちdeliペイ」

市と大野商工会議所では、インターネット専用サイトで注文したデリバリー商品を運転代行サービス業社が宅配し、スマートフォン決済アプリ「Pay Pay」で料金を支払う「おうちdeliペイ」を期間限定で実施します。ぜひ、利用してください。

※新型コロナウイルス感染症が再び拡大したときに備え、新しい生活スタイルを提案するモデル事業

実施期間 6月18日<sup>日</sup>まで  
 デリバリー時間帯

☑ 昼 正午～午後0時30分(当日午前10時までに注文予約が必要)  
 ☑ 夜 午後6時30分～7時(当日午後5時までに注文予約が必要)

※店舗によっては前日予約が必要  
 宅配料 1件当たり300円程度(商品の代金は別途掛かる)  
 〇 大野商工会議所 (☎66・1230)

**注文の仕方**

- ①インターネットで専用ページにアクセスし、サイト内で商品を注文(電話での注文不可)
- ②デリバリー時間帯に、商品を自宅まで配送
- ③注文商品を確認の上、「PayPay」で支払い(現金払い不可)

※詳しくはホームページに掲載

ホームページ

## ！ 児童1人当たり1万円 子育て世帯への臨時特別給付金

詳細を本号27ページの「おおの子育てつうしん」に掲載しています。 〇 福祉こども課 (☎64・5142)

## ～自分と大切な人の命を守るために～

新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に基づき、全都道府県を対象に発令されていた「緊急事態宣言」が、5月14日に福井県は解除されました。これまでの市民や事業者の皆さんのご理解とご協力により、県内の感染症の発生状況は落ち着きを見せていますが、感染症拡大防止への取り組みは引き続き行っていく必要があります。

今後は、感染拡大防止のため制限してきた社会経済活動が少しずつ再開されていきますが、この難局を乗り越え、一日も早く日常生活を取り戻せるよう引き続きのご理解とご協力をお願いします。

## ！ 感染拡大を防ぐために『新しい生活様式』を取り入れましょう

新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みは、長期化することが予想されます。今後の感染拡大を予防するため、一人一人の生活習慣を変えていきましょう。

〇 健康長寿課 (☎65・7333)

感染防止の3つの基本	①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い		
移動に関する感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える</li> <li>・帰省や旅行は控えめに</li> <li>・誰とどこで会ったかをメモする</li> <li>・地域の感染状況に注意する</li> </ul>		
日常生活を営む上での基本的な生活様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まめに手洗い・手指消毒</li> <li>・咳エチケットの徹底</li> <li>・こまめに換気</li> <li>・身体的距離の確保 ※できるだけ2m(最低1m)空ける</li> <li>・3つの「密」の回避(密集、密接、密閉)</li> <li>・毎朝の体温測定、健康チェック ※発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養</li> </ul>		
日常生活の各場面での感染対策	買い物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人または少人数ですいた時間に</li> <li>・電子決済の利用も</li> </ul>	
	食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち帰り(テイクアウト)や出前、デリバリーも</li> <li>・食事は横並びに座り、大皿を避ける</li> </ul>	
	娯楽・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園はすいた時間、場所を選ぶ</li> <li>・ジョギングは少人数で</li> <li>・狭い部屋での長居は無用</li> </ul>	
	冠婚葬祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多人数での会食は避けて</li> <li>・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない</li> </ul>	
働き方の新しいスタイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークや時差出勤、ローテーション勤務を継続</li> <li>・対面での打ち合わせは換気とマスク</li> <li>・会議はオンライン</li> </ul>		

参考：厚生労働省「新しい生活様式」実践例より

大野市独自  
申請不要

### がんばれ大野っ子応援給付金を支給します

市独自の支援として、中学3年生までの児童を養育している保護者に対して、児童1人当たり3万円の給付金を支給します。

**対象児童** 令和2年4月30日現在、市内に住居登録のある0歳から中学3年生までの児童

**支給対象者** 対象児童を養育している保護者

**支給時期** 6月10日(予定)

**支給手続** 手続きは不要です。児童手当または子ども医療費の指定口座に振り込みます

**その他** 対象となる人には5月末までに市から案内はがきを郵送しています。案内はがきに記載されている指定口座を解約などしている場合や給付金を希望しない場合は連絡してください

☎ 福祉こども課 (☎ 64・5142)



大野市独自

### 健康づくりを応援します

40歳以上の希望者を対象に、ウォーキングを中心とした健康づくり活動を応援するプログラムです。活動量計やスマートフォンで歩数などを測定・記録することで、取り組みの経過や結果を「からだカルテ」で「見える化」し、自身の健康管理に役立てることができます。歩いた歩数や筋肉量の変化に応じてポイントを付与し、市内温浴施設利用券などの景品を進呈します。

外出自粛による運動不足を解消して健康な身体を保ちましょう。  
※プログラムへの参加方法などは広報おおの7月号で紹介します

☎ 健康長寿課 (☎ 65・7333)



### 住居確保給付金の支給対象を拡大

家賃の負担を支援する「住居確保給付金」の支給対象を拡大しました。2年以内に離職・廃業した人、休業などにより収入が減少し離職などと同程度の状況にある人を対象に支給します。事前に電話で相談してください。

**支給対象者** ・2年以内に離職・廃業した人

・休業などにより収入が減少し離職などと同程度の状況にある人

**支給期間** 原則3カ月

※要件を満たした人はさらに3カ月(最大9カ月まで)延長可能

**支給上限** 単身世帯3万、2人世帯3万6000円、3人世帯3万9000円 など

**支給要件** 収入要件や資産要件を満たしているなど

☎ 福祉こども課 (☎ 64・5142)

大野市独自

### 通所型障害福祉サービス利用者支援給付金を支給します

通所型の障害福祉サービスを利用する在宅の障害のある人に1人当たり1万円を給付します。

**支給対象者** 令和2年5月1日現在、通所型の障害福祉サービスを利用する在宅の障害のある人

※施設に入所している人は対象外です

**申請手続** 対象者に対して申請書類などを郵送します。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください

**支給時期** 申請書を受理次第、支払いの手続きをします

**申請期限** 令和2年7月31日(日)

☎ 福祉こども課 (☎ 64・5142)

### 6月1日から学校を再開します

新型コロナウイルス感染症の影響により3月2日から休業していた学校を6月1日から再開します。小中学校では、6月1日からの1週間は午前中の授業と給食のみとし、6月8日からは午後の授業を再開、中学校では部活動を開始します。

☎ 教育総務課 (☎ 64・4827)

# 新型コロナウイルス感染症対策

## ～本年度第3弾となる補正予算を専決～

新型コロナウイルス感染症に関する第3弾の補正予算(令和2年5月追加)を専決処分しました。感染症対策や子育て世代への応援、事業者への支援など6つの柱に沿って事業を進めます。

今回補正額  
**4億7706万円**

令和2年度一般会計累計  
**216億4592万円**  
(対前年度6月補正予算比較17.0%増)

### 大野市独自の追加対策 6つの柱

臨・・・臨時事業 拡・・・拡充した事業

※補正予算で追加・拡充した事業の一部を紹介しています

#### 感染症対策を進めます

**拡** 防災資機材整備事業  
1089万7000円  
災害の発生に備え、避難所での感染を防止する資機材を整備します。

**臨** 小学校スクールバス運行経費  
386万6000円  
車内が過密となる富田(蔵生)バスを25人乗りバスから45人乗りバスに変更し、児童の安全を確保します。

#### 安心できる市民の暮らしを確保します

**拡** 生活困窮者自立支援事業  
23万4000円  
新型コロナウイルス感染症対策として交付対象が拡大された住居確保給付金を増額します。

**臨** 通所型障害福祉サービス利用者支援給付金事業  
228万3000円  
通所型の障害福祉サービスを利用する在宅の障害のある人に1人当たり1万円を給付します。

詳細を5ページに掲載

#### 市民の健康維持を応援します

**拡** 健康づくり応援事業  
169万6000円  
携帯アプリなどを利用した健康ウォーキングプログラムを、65歳以上の高齢者へ拡充して実施します。  
※市民対象の博物館や資料館などの施設利用料無料化と連動した取り組みです

詳細を5ページに掲載

#### 子育て世代を強く応援します

**臨** がんばれ大野っ子応援給付金事業  
1億502万6000円  
0歳から中学校3年生までの児童を養育している保護者に子ども1人当たり3万円を給付し、子育て世代を応援します。

詳細を5ページに掲載

#### 市内の雇用と事業を守ります

**臨** 結の故郷地域振興券事業  
1億2740万2000円  
全世帯に1世帯当たり1万円分の地域振興券を配布します。

詳細を6ページに掲載

**臨** 中小企業等事業継続支援給付金  
9019万2000円  
事業収入が減少していて、国の持続化給付金の支給対象外の市内事業者へ給付金を支給します。

詳細を6ページに掲載

#### 大野っ子の学びを支えます

**拡** 小中学校教材備品整備経費  
1億610万7000円  
児童・生徒1人に1台、タブレット端末を整備し、教育環境の充実と学習効果の向上を図ります。

**拡** 小中学校施設営繕事業  
1020万円  
各小中学校の音楽室や理科室に空調機を設置し、授業環境を改善します。

区分	相談内容	問い合わせ先	
給付金など に関する事	特別定額給付金(一律1人10万円給付)の相談	市役所相談窓口 ☎66・1111	
	★子育て世帯への臨時特別給付金(子ども1人1万円給付)の相談	福祉こども課 ☎64・5142	
	★がんばれ大野っ子応援給付金(子ども1人3万円給付)の相談		
	★結の故郷地域振興券の相談	商工観光振興課 ☎64・4816	
	★子どもに笑顔を届けるテイクアウトチケットの相談		
感染症・保健 に関する事	感染症予防などの電話相談(午前8時30分～午後5時15分)	健康長寿課 ☎65・7333	
	感染症を疑う症状のある人の電話相談(午前9時～午後9時)	県奥越健康福祉センター ☎66・2076	
事業継続 生活支援 に関する事	★事業継続・生活支援の相談	商工観光振興課 ☎64・4816 福祉こども課 ☎64・5142	
	農林業者の支援の相談	農業林業振興課 ☎64・4818	
子育て・教育 に関する事	★保育所・認定こども園に関する相談	福祉こども課 ☎64・5142	
	★児童センター・放課後児童クラブに関する相談		
	子育て相談 ※子育て交流ひろば「ちっく・たっく」は☎66・3775	地域子育て支援センター ☎65・7188	
	★児童虐待の通告・相談	福祉こども課 ☎64・5142 県児童相談24時間ダイヤル ☎0776・24・3654	
	小中学校に関する相談	教育総務課 ☎64・4827	
	子どもの「心のケア」相談 ※事前に電話予約 ※臨床心理士無料対応 午後1時～午後5時(毎週木曜日)	青少年教育センター ☎0120・11・7415	
	スポーツ少年団活動に関する相談	スポーツ振興室 ☎65・5592	
	結の故郷奨学金の返済猶予の相談	教育総務課 ☎64・4827	
	税などの 支払猶予・ 申請延期 に関する事	市税の軽減・支払猶予の相談	税務課 ☎64・4811
		身体障害者などに対する軽自動車税(種別割)の減免などの相談	
法人市民税の申告期限などの延長の相談			
介護保険料の支払猶予の相談		健康長寿課 ☎65・7333	
要介護認定などの臨時的な取り扱いの相談		建築営繕課 ☎64・4815	
市営住宅などの支払猶予の相談			
上下水道使用料などの支払猶予の相談		上下水道課 ☎65・7670	
国民年金保険料の免除・猶予の相談 ※詳細を本号19ページに掲載しています	福井年金事務所 ☎0776・23・4518		
暮らしに に関する事	生活や介護などの相談	地域包括センター☎65・5046	
	★生活保護の相談	福祉こども課 ☎64・5142	
	DV相談(午前9時～午後9時)	DV相談ナビダイヤル ☎0570・0・55210	
	消費トラブル相談	消費者相談センター ☎64・4831	

★…当面の間、☎・☎も相談に応じています(午前9時～午後5時)

大野市独自  
申請不要

結の故郷地域振興券を配布します

市内の全世帯に、市内事業所で使用できる地域振興券を配布します。

**対象世帯** 令和2年5月31日現在、市内に住居登録のある世帯

**金額** 1世帯当たり1万円分(1000円×10枚)

**配布方法** 6月末までに対象世帯に配付します

**使用可能期間** 7月1日(金)～12月31日(金)

**使用可能店舗** 広報おおの7月号でお知らせします

【地域振興券の見本】



～事業者の皆さんへ～

地域振興券が使える事業所を募集しています

**対象** 市内に本社がある事業所

**応募方法** 申込用紙に必要事項を記入の上、大野商工会議所まで提出してください

**締切** 6月10日(金)午後5時必着

商品券の換金方法などは以下のとおりです

**換金期間** 7月1日(金)～令和3年2月1日(金)午前9時～午後5時

※☎・☎・祝日を除く

**換金場所** 大野商工会議所

大野市独自

中小企業等事業継続支援給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者のうち、国の持続化給付金の支給対象とならない事業者に給付金を支給します。

**対象者** 市内に本社があり、市税の滞納がなく、次の条件に該当する事業者

本年1月から12月までの連続する3カ月の平均事業収入額が、前年の同月平均事業収入額に比べて20%以上50%未満減少した事業者

※令和元年度以降に創業した人など、上記の比較ができない事業者も対象としていますのでお問い合わせください

**給付額** 中小法人など(医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人含む) 20万円

個人事業者など(フリーランス含む) 10万円 ※給付は1事業者1回のみ。農業従事者は、認定農業者に限る

**申請方法** 申請書に必要書類を添付して郵送などにより提出

**添付書類** 市内に本社があることが分かる書類

事業を実施していることが分かる書類(確定申告書、住民税申告書の写しなど)

売上の減少が分かる3カ月間の売上台帳の写し など

**申請期間** 令和3年1月15日(金)まで

**支給時期** 申請受付後、約2週間で指定金融機関に振り込みます

大野市独自

雇用調整助成金の申請費用を補助します

雇用調整助成金の申請書類作成などを社会保険労務士に委託した事業者は、その費用を補助します。

**対象者** 令和2年4月1日以降に、雇用調整助成金の申請書類作成などを社会保険労務士に委託した事業者で、市内に本社があり、市税の滞納がない事業者

**対象経費** 社会保険労務士へ支払った申請の委託料および申請に要した資料の作成費用

**補助額** 対象経費の2分の1(1000円未満切捨)1事業所1回限り、上限5万円

**申請方法** 雇用調整助成金の申請終了後、補助金交付申請書兼実績報告書に必要書類を添付して郵送などにより提出

**添付書類** 雇用調整助成金の支給決定通知書(または申請却下通知書)

対象経費が確認できる請求書および領収書

**提出先** 〒912-8666 商工観光振興課 ※住所は書かなくても届きます



# 「子どもがイキイキ 笑顔で子育て 結のまち」の実現へ

## 越前おおの子ども・子育て支援プラン 第2期大野市子ども・子育て支援事業計画を策定しました

計画策定の趣旨・  
計画の位置づけ

全ての子どもが健やかに育ち、保護者が喜びを感じながら子育てができるまちを目指し、第2期大野市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するもので、今後の大野市における幼児期の教育・保育の提供体制などを示すとともに、次世代育成支援対策も踏まえた幅広い視点から策定するものです。

計画の期間

令和2年度～令和6年度

基本理念

「子どもがイキイキ  
笑顔で子育て 結のまち」  
子どもは、社会の希望であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、本市の将来の発展に欠かすことのできないものです。  
古来より子育てとは、親が子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝しつつ、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していく大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。  
保護者に子育ての第一義的責任がありながらも、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が笑顔で子どもと向き合える環境を整えていくことが大切です。  
将来を担う子どもたちが地域の中でイキイキ育ち、社会全体が子育てを応援することで安心して子育てができるまちを実現できるよう、子ども・子育て支援施策を推進します。



### 基本目標・基本施策

基本理念を実現するために6つの基本目標を掲げ、基本目標の達成を目指し、総合的に施策を推進します。

#### 基本目標1

結婚、妊娠、出産に向けた環境づくり

若者が将来の結婚や子育てに夢と希望を持ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、安全で安心な妊娠、出産環境を整えるとともに、生まれる前からの切れ目のない相談支援などの充実を目指します。

#### 基本目標2

乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

乳幼児期の子どもの心身の健やかな発育、発達を支えるため、健康診査や発育・発達相談などの支援の充実と、健全な心身を培う基礎となる正しい食習慣、生活習慣を形成するための取り組みを推進します。

#### 基本目標3

乳幼児の教育・保育の提供

保育所や認定こども園を利用する家庭と在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子ども・子育て支援の充実を目指します。

#### 基本目標4

子どもの生きる力を育む

遊びや学習、さまざまな体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの心身の健全育成を推進します。

#### 基本目標5

支援を必要とする子どもと家庭への支援

すべての子どもの権利と自由を守るため、児童虐待の防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児支援など、関係機関と連携

#### 基本目標6

地域全体で子ども子育てを支える社会づくり

携し、きめ細かな支援の充実を目指します。

#### 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、保育所や認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、事業者、教育関係者、行政などが連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進や調整を行うとともに、それぞれが子ども・子育て支援に対する責任や自ら果たす役割を認識し、互いに協力して、子ども・子育て支援に対するさまざまな施策の推進に取り組みます。

福祉こども課  
☎64・5142

## 「児童手当」は現況届の提出が必要です

児童手当を受給するには、毎年6月に現況届を提出する必要があります。現況届の提出がないと6月以降の手当を受給できなくなります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年設けている受付窓口は開設しません。現況届は福祉こども課窓口に設置する臨時ポストに入れてください

- 提出期間** 6月22日(月)～26日(金) 午前8時30分～午後5時  
※6月22日(月)、25日(木)は福祉こども課で午後8時まで受け付けます
- 提出場所** 福祉こども課(結とぴあ1階①番窓口)、和泉支所
- 対象者** 0歳から中学校修了前の子どもを養育している人(公務員を除く)
- 提出書類** ・市から後日郵送される現況届  
・その他添付書類(現況届に同封する案内を確認してください)
- その他** 郵送での提出も受け付けます  
宛先 〒912-8666 福祉こども課 ※住所は書かなくても届きます  
☎ 福祉こども課 (☎64・5142)



シリーズ結の故郷とSDGs



## ～持続可能なまち「越前おおの」を目指して 環境編～

これは、第二次産業革命前(1880)から1900年(1900年)からの世界の平均気温の上昇値です。平均気温が3度上昇すると、自然環境や人間社会に大きな影響が出ると見込まれていて、干ばつや大洪水の発生による貧困や飢餓に苦しむ人、海面上昇によって土地を失う人がますます増えると予測されています。

1.1℃



年間30万人 これは、世界中で、人や家畜の糞尿、工場排水などが流れ込んだ川や湖の水、あるいは土壌が汚染された地下水を飲んで命を落とす1歳未満の乳幼児の人数です。また、世界の約3割の人が管理された飲み水を手に入れることができず、約6割の人が管理された下水処理設備を使用できていません。

年間30万人



### 目標達成に必要な対策と市内での取り組み

①化石燃料の使用をやめて地球温暖化を抑える緩和策

#### 【市の取り組み】

買い物にマイバッグを持参するなどのエコライフ、環境に優しい自動車の運転に努めるエコドライブの推進

②異常気象などによる災害を可能な限り抑え、気候変動に対応しようとする適応策

#### 【市の取り組み】

・防災訓練の実施、自主防災組織の運営、砂防などの整備  
・クールビズの推進

### 目標達成に必要な対策と市内での取り組み

①山林や河川などきれいな淡水を生み出す環境の保護、回復

#### 【市の取り組み】

地域住民による地下水位の計測や湧水地の清掃、冬季の水田の水張り

②途上国における上下水処理や再利用の仕組みの整備

#### 【市の取り組み】

「水への恩返し キャリング ウォーター プロジェクト」や市民団体の活動による東ティモール民主共和国への支援

無駄な電気を使わないことなど、個人の行動を変えることで、温暖化の原因になる二酸化炭素の排出量を減らすことができます。



市では消防団やボランティアの協力のもと、防災訓練を実施しています。

かつての井戸枯れや水質汚染を再び引き起こさないよう、節水の意識を高めることや排水に気を配ることも大切です。



東ティモール民主共和国には「水の恩返し キャリング ウォーター プロジェクト」によって6基の給水施設が建設されました。



## 美味しく食べる「家庭菜園のススメ」

自分で育てた安全安心な野菜を食べたい！子どもと一緒に野菜を育てて「食」への関心を高めたい！という人も多いのではないのでしょうか。そんなときにオススメなのが家庭菜園です。畑がなくても手軽に挑戦できる、いろんな野菜をちょっとずつ栽培できるなど、家庭菜園にはたくさんの魅力があります。今月から3回にわたって、家庭菜園のポイントを紹介しします。新型コロナウイルス感染症の影響により「お家かん」が長くなった今だからこそ、野菜の栽培にチャレンジしてみませんか？

☎ 農業林業振興課 (☎64・4818)



### POINT その1 育てる場所を決めよう

まずは、野菜を育てる場所を決めましょう。家庭の状況に合わせて次の①～③のいずれかをオススメします。

#### ①プランターで育てる

・玄関先やベランダなど小さなスペースでも栽培できます  
・プランターや土など必要な材料がホームセンターなどで全てそろいます

#### ②庭の一角を畑にする

・庭にスペースがある場合、そこを有効活用できます  
・日当たりが良く夜間に街灯などの光が当たらない、水はけの良い場所を選びましょう

#### ③畑を借りる

・知人に畑を借りたり、貸農園を借りたりすることもできます

#### 【貸農園の問い合わせ先】

スターランドさかだに貸農園 ☎67・7250 (スターランドさかだに) JAふれあい農園 ☎65・1251 (JA奥越基幹支店 営農指導課)

### POINT その2 野菜が喜ぶ土を作ろう

育てる場所が決まったら次は土作り。野菜が喜ぶ土を作りましょう。

#### ①フカフカの土を作る

堆肥や腐葉土などの有機物を施すと微生物が分解します。分解すると通気性や排水性が良くなり、肥料持ちの良いフカフカの土(団粒構造の土)に変わります。

#### ～ MEMO ～

Q：フカフカの土ってどんな土？  
A：手で土をぎゅっと握って離した後、指で押すと崩れる程度の土です

#### ②土を中和する

多くの野菜は弱酸性(pH6～6.5)の土を好みます。日本は雨が多く酸性に傾きがちです。アルカリ分の多い石灰をまいて中和しましょう。

#### ～ MEMO ～

Q：pH(ペーハー)ってなに？  
A：pHは土が酸性なのかアルカリ性なのかを示す値です。0～14の数字で表され、7が「中性」、0に近いほど酸性が強くなり、14に近いほどアルカリ性が強くなります

### POINT その3 野菜を知ろう

野菜によって生育に適した環境が違います。栽培する場所や時期によって育てる野菜を選びましょう。

#### 条件①：日当たり

日当たりの良い場所が1番ですが、1日のうちで数時間だけ日が当たるような場所でも栽培できる野菜もあります。

弱い光で育つ野菜：インゲンマメ、サトイモ、レタス、ショウガなど

#### 条件②：耐湿性

土の乾湿によっても適する野菜が異なります。排水の悪い場所で耐湿性の弱い野菜を栽培するときは高畝にするなどの対策をしましょう。

耐湿性が弱い野菜：ハウレンソウ、トマトなど 耐湿性が強い野菜：サトイモ、タマネギなど

#### 条件③：生育温度

野菜全体の生育適温は15～25度ぐらいです。温度が低すぎたり高すぎたりすると野菜の成長が悪くなります。気候に合わせて種まきや苗植えの時期を考えましょう。

※大野市の平均気温が15度以上になる期間は5月上旬から10月中旬ぐらいまでです

#### ～今月のひと言 POINT～

野菜は生きています。人間と同じように快適な環境で育てることですくすくと野菜が育ちます





# ～6月は食育月間～

## 健康な体を作るには食事から

### 規則正しい食生活で新型コロナウイルス感染症や ストレスに負けない体づくりをしましょう!

「食育」とは、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。食べることは生涯にわたって続く基本的な営みなので、子どもはもちろん、大人になってからも「食育」は重要です。

「食育」を通して健康な生活を送ってもらうため、市では「越前おおの食育推進計画」を策定し「食」に関するさまざまな取り組みを進めています。ここでは計画の基本目標と令和元年度の主な取り組みの一部を紹介します。

☎ 農業林業振興課 (☎64・4818)

### 越前おおの食育推進計画の基本目標

- ①「みんなで食守! 笑顔でいただきます」運動の推進 ～家族で一緒にご飯を食べよう!～
- ②規則正しい食生活習慣の定着 ～朝ご飯を食べよう!～
- ③伝承料理などの食文化の普及と伝承 ～おいしい大野産の食材を食卓に取り入れよう!～
- ④感謝の心を育む ～食材や、食材がご飯になるまでに関係する人々に感謝しよう!～

### 令和元年度の主な取り組み

項目	基準値 (平成27年度)	令和元年度 取組状況	目標値 (令和3年度)
「食育」に関する教室への延べ参加者数	6604人	<b>4812人</b>	7100人
朝食をほとんど食べない小中学生の割合	2.7%	<b>3.1%</b>	0%
学校給食の食材に占める地場食材の割合	41.4%	<b>36.9%</b>	43%
保育所で育てた農作物を用いた食事回数	24回	<b>73回</b>	24回

### 栄養士さんに聞きました! 日々の食事のポイント

- Q: 食事が乱れるとどんな影響があるの?**  
A: 偏った食べ方をしたり、食べる量が多すぎたり、少なかったりすると、肥満や糖尿病などの生活習慣病になりやすくなります。疲れやすくなったり、心の調子を崩すこともあります。
- Q: 食生活習慣を整えるためのポイントは?**  
A: 1日に3食を食べることが大切です。3食の中でも朝ご飯は脳の働きを活発にし、体温を上昇させ、太りにくい身体を作ってくれるなど大きな働きをします。1日を元気に活動するためにもぜひ朝ご飯を食べましょう。
- Q: 免疫が高まる食材を教えてください!**  
A: 免疫力を高めるために腸が重要な働きをしています。腸の状態をよくするにはみそや納豆、ヨーグルトなどの発酵食品を積極的に食べましょう。また、キノコ類に含まれる食物繊維、色の濃い野菜に含まれるビタミンA、Dは体内の粘膜を強くしてくれ、抗酸化作用があるので効果的です。



# 6月5日は環境の日

## ～6月は環境月間です～



環境の日および環境月間とは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念したもので、国連は日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めまし

た。日本では「環境基本法で「環境の日」と定めています。世界環境デーには、各国で環境保全の大切さを認識するためさまざまな行事が行われています。日本では、環境庁(現在の環境省)が平成3年度から6月の1カ月間を「環境月間」とし、環境保全

につながる活動への参加と協力を呼び掛けています。

☎ 市民生活課 (☎64・4831)

### 7月1日からレジ袋が有料に

プラスチックは、成型しやすく軽くて丈夫で非常に便利な素材です。なかでもプラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)は、日々の暮らしの中でとても身近な存在です。一方、ポイ捨てなどを原因

とする海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化など、プラスチックを取り巻く環境には課題もあります。

このような状況を踏まえ、令和2年7月1日からレジ袋の有料化が全国でスタートします。スーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストアなどをはじめ、小売業以外でも、例えば美容室が商品を販売する際にレジ袋を使用

すれば、これも有料化の対象となります。この制度をきっかけに買い物に行くときはマイバッグを持ち歩くなど、一人一人が環境のためにできることはなんだろうと、地球に優しい社会について考えてみましょう。

### 不法投棄は犯罪です

不法投棄(廃棄物をみだりに捨てること)は犯罪です。事業活動から排出される産業廃棄物はもちろん、日常生活で出るごみをポイ捨てることも法律で禁止され

ています。

これに違反した場合5年以下の懲役か1000万円以下の罰金(またはその両方が科せられます)。

不法投棄を防止するには、早期の発見や通報が必要です。不法投棄を発見したときは速やかに連絡してください。

連絡先

不法投棄110番

県循環社会推進課内

(☎0776・20・0584)

奥越健康福祉センター

(☎66・2076)

市民生活課

(☎64・4831)

※市では警察と連携して現場確認などを行っており、捜査の結果、罰金が科された人もいます

### 野焼きも犯罪です

野外焼却(野焼き)も犯罪です。どんご焼きや宗教行事での焼却、適正な焼却設備を使っ

た焼却以外は法律で禁止されています。違反した人には5年以下の懲役か1000万円以下の罰金(またはその両方が科せられます)。

ごみは、ごみステーションに出すか、ビュークリーンおくれつに持ち込んで正しく処分してください。

《禁止されている野焼きの例》

×穴を掘っての焼却

×ドラム缶での焼却

×ブロック積み焼却炉での焼却

野焼きを発見したときは速やかに連絡してください。

野焼きの火が燃え広がる恐れがあるとき、特定の人(度重なる野焼き行為など悪質な場合は、警察や消防へ通報してください)。

### ごみを運搬するときはしっかりと固定を

トラックなどを利用してビュークリーンおくれつへごみを運搬するときは、ごみが落下しないよう、しっかりと固定してください。道路上へ落下したごみが、交通事故の原因になることがあります。落としたごみを放置することは不法投棄になりますので、必ず回収してください。



この写真は、市が委嘱している環境監視員がパトロール中に発見した産業廃棄物の不法投棄現場です。建物を解体した際のがれきや木くずなどが大量に投棄されていましたが、警察および県と協力し調査した結果、行為者が判明しました。その後、警察の指導により産業廃棄物は撤去されています。

## ステップ② マイナポイントを予約

スマホで簡単3つの手順。App Storeもしくはgoogle Playで「マイナポイント」を検索


**手順①** マイナポイントアプリをダウンロード  
※Android端末は「JPKI利用者ソフト」もダウンロードが必要(今後、マイナポイントアプリと一体化予定)

**手順②** アプリの指示に従ってマイナンバーカードを読み取り

**手順③** マイナンバーカード申請時or取得時に設定した4桁の暗証番号を入力

これでマイナポイント予約完了!

市役所 1階市民生活課 (2番窓口) でも手続きができます



※スマホはICカード読み取り対応機種に限ります  
※パソコンから利用するにはカードリーダーが必要です  
※マイナポイントの予約によりマイキーIDが設定されます(既に設定した人はマイナポイント予約済みです)  
※マイナポイントの予約者数が予算の上限に達した場合には、予約を締め切る可能性があります

## ステップ③ マイナポイントを申し込む

ステップ②と同様に、スマホアプリまたはパソコンから専用サイトにアクセスして、キャッシュレス決済サービスを1つ選択し、マイナンバーカードを使って申し込みます。

9月から  
キャッシュレス決済やチャージ額の25%分のマイナポイントがもらえます。

マイナポイントの利用イメージ



- 利用先を選択して、マイナポイントを申し込む
- チャージなどに対して、マイナポイントが付与される
- 買い物

マイナポイント申込みページにログインし、利用するキャッシュレス決済サービスを選択し、申し込む

キャッシュレス決済サービスにチャージなどを行うことで、マイナポイントがもらえる

マイナポイント分も利用して買い物

※買い物にはマイナンバーカードは使いません

※選択した決済サービスによって利用イメージは異なります

### よくある質問

<p><b>マイナポイントはどこで使えるの?</b></p> <p>選択したキャッシュレス決済サービスに対応しているお店で使えます。</p>	<p><b>マイナンバーカードは買い物の際に必要なの?</b></p> <p>買い物の際には必要ありません。マイナポイントをもらう手続きにのみ必要です。</p>	<p><b>マイナポイントを申し込む際になりすまはされないの?</b></p> <p>マイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は極めて困難です。</p>	<p><b>何を買ったか国に監視されない?</b></p> <p>国が買物履歴を収集・保有することはできません。</p>
<p><b>マイナポイントはいつから使えるの?</b></p> <p>9月から使える予定です。</p>	<p><b>マイナポイントはいつまで使えるの?</b></p> <p>選択したキャッシュレス決済サービスのポイント利用期限まで使えます。各事業者で異なります。</p>	<p>【マイナンバーについてのお問合せ】 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178</p> <p>音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。 平日：午前9時30分～午後8時 土日祝：午前9時30分～午後5時30分</p>	

# マイナポイントで お得にお買い物

マイナンバーカードを作ると、令和2年9月からキャッシュレス決済で使える「マイナポイント」が一人当たり最大5千円分もらえます。マイナポイントをもらうには3つの手続きが必要です。ポイントの利用時期が近づくと混雑により手続きに時間がかかる(2カ月程度)場合があります。



## マイナポイントの申請完了で…

キャッシュレスでチャージまたは買い物をすると

# マイナポイント 25% もらえる!

たとえば4人家族なら…

5,000ポイント + 5,000ポイント + 5,000ポイント + 5,000ポイント = 最大2万円分のマイナポイントに!


## さあマイナポイント手続きをはじめよう!

### ステップ① マイナンバーカードを申請

マイナンバーカードの申請方法は次の3通りです。 ※証明用写真機から申請できる場合があります

<p><b>①スマートフォン</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>スマホで顔写真を撮影</li> <li>スマホで交付申請書のQRコードを読み取る</li> <li>申請用WEBサイトでメールアドレスを登録</li> <li>申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了</li> </ol>	<p><b>②パソコン</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>カメラで顔写真を撮影</li> <li>申請用WEBサイトでメールアドレスを登録</li> <li>申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了</li> </ol>	<p><b>③郵便</b></p> <p>交付申請書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了</p>
--	---	---

■交付申請書  
自宅に郵送されている「通知カード」の一部を切り取って使用できます。また、専用サイトから交付申請書をダウンロードできるほか、市役所市民生活課窓口にもあります。

マイナンバーカード 郵便 



# 6月 水無月 市民カレンダー

日	月	火	水	木
	<b>1</b> 気象記念日 電波の日 市民生活課窓口業務延長 ～後8 ●市議会本会議(予定)	<b>2</b> 健康ブラスデー※測定のみ 前9～後6 保健センター(結とびあ内)	<b>3</b> 測量の日	<b>4</b> 市民生活課窓口業務延長 ～後8
<b>7</b>	<b>8</b> 市民生活課窓口業務延長 ～後8 ●市議会本会議(予定)	<b>9</b> ●市議会本会議(予定)	<b>10</b> 時の記念日 入梅	<b>11</b> 市民生活課窓口業務延長 ～後8
<b>14</b> マイナンバーカード休日交付 窓口(要予約)☎64・4810 前9～正午	<b>15</b> 青少年育成の日 市民生活課窓口業務延長 ～後8	<b>16</b>	<b>17</b>	<b>18</b> 市民生活課窓口業務延長 ～後8 ●市議会本会議(予定)
<b>21</b> 家庭の日 夏至	<b>22</b> 市民生活課窓口業務延長 ～後8	<b>23</b>	<b>24</b> 絵本の部屋 前10～正午 図書館	<b>25</b> 市民生活課窓口業務延長 ～後8
<b>28</b> 福井震災記念日 普通救命講習会(要予約) ☎64・4898 前9～正午 消防署 ●ごみの第4日曜日受け入れ	<b>29</b> 市民生活課窓口業務延長 ～後8	<b>30</b>	<b>今月の納税</b> 市県民税 第1期分 ◆納期限 6月30日(火) ★納税は、便利な口座振替をご利用ください	

## 各種相談日

### 【保健関係】

相談名	開催日	時間	会場・問い合わせ先
育児相談会 <b>要予約</b>	開催しません		
育児不安解消サポート事業 (おひさま広場) <b>要予約</b>	25日※個別相談のみ	前10～11:30	奥越健康福祉センター ☎66・2076 (奥越健康福祉センター)
心の健康相談 <b>要予約</b>	3・17日	後2～3	奥越健康福祉センター ☎66・2076
エイズ相談検査、B型・C型肝炎相談検査	2・16日	前9～11	
女性相談	1・4・11・15・18・25日	前9～後5	結とびあ ☎64・5142 (福祉こども課)
補聴器相談	15日	前10～正午	
ピアサロン いちご会(え)	開催しません		
ストレス相談 <b>要予約</b>	11日	後2～4	結とびあ ☎64・5142 (福祉こども課)

### 【法律関係】

相談名	開催日	時間	会場・問い合わせ先
人権相談・行政相談	開催しません		
無料登記相談	10日	前1:30～4	結とびあ ☎64・4834 (総務課地域振興室)
法律相談 <b>要予約</b>	11・25日	後1～4	結とびあ ☎65・8773 (社会福祉協議会)

## 休日急患診療 (☎65・8999)

【診療科目】  
小児科(日・祝日のみ)・内科・外科  
【診療時間】  
土曜日 後1～9(6・13・20・27日)  
日・祝日 前9～後9(7・14・21・28日)

## 休館日

金	土
<b>5</b> 環境の日 芒種	<b>6</b>
<b>12</b>	<b>13</b> マイナンバーカード休日交付 窓口(要予約)☎64・4810 前9～正午
<b>19</b> 食育の日	<b>20</b>
<b>26</b>	<b>27</b>

■男女雇用機会均等月間 ■男女共同参画月間  
 ■食育月間 ■環境月間  
 ■水道週間(1日～7日)  
 ■H1V検査普及週間(1日～7日)  
 ■歯と口の健康週間(4日～10日)  
 ■危険物安全週間(7日～13日)  
 ■火災類危害予防週間(10日～16日)  
 ■男女共同参画週間(23日～29日)  
 ●印の行事は別の紙面で詳しく記載しています。

施設名	休館日
学びの里「めいりん」	なし
公民館	なし
図書館	1・8・15・21・22・29日
本願清水イトヨの里	1・8・15・22・29日
歴史博物館・民俗資料館	なし
和泉郷土資料館	1・8・15・22・29日
越前大野城	なし
笛資料館	1・8・15・22・29日
武家屋敷旧内山家	なし
武家屋敷旧田村家	なし
文化会館	1・8・15・22・29日
COCONOアートプレイス	1・8・15・22・29日
B&G海洋センター	1・8・15・22・29日
エキサイト広場	3・10・17・24日
あっ宝んど	9日
うらら館	1・8・15・22・29日
結とびあ(有終会館)	なし

## 各種検診日 問い合わせ先：保健センター(結とびあ内) (☎66・6631)

### 【受診券の発送について】

現在、受診券の発送を見合わせています。受診券発送の時期は市ホームページや公式LINEでお知らせします。

### 【事前予約をお願いします】

受診券が届いた後、公民館や保健センターで実施する集団検診を希望する人は、全ての検診で事前予約をお願いします。

当面の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入場人数を制限する場合があります。

事前予約 健康長寿課(☎65・7333)

### 【その他】

相談名	開催日	時間	会場・問い合わせ先
年金相談 <b>要予約</b>	25日	前10～後3:30	大野商工会議所 ☎0776・23・4518 (福井年金事務所)
結婚相談・女性悩みごと相談 (レディース・トラブル・バスター)	10・17・24日	後1:30～3:30	結とびあ ☎64・5142 (福祉こども課)
臨床心理士による教育相談 <b>要予約</b>	4・11・18・25日	後1～5	青少年教育センター ☎66・6650 (教育総務課)
心配ごと相談	11・25日	前9～正午	結とびあ ☎65・8773 (社会福祉協議会)

### 【中小企業相談】(商工業に関する相談)

相談名	開催日	時間	会場・問い合わせ先
経営(商業) <b>要予約</b>	8日	後1～4	大野商工会議所 ☎66・1230 ※相談日の前日までに予約してください (会場)和泉ふれあい会館
労働 <b>要予約</b>	10日	後1～4	
金融(日本政策金融公庫・中小企業事業) <b>要予約</b>	12日	後1～3	
法律 <b>要予約</b>	18日	後1～4	
税務 <b>要予約</b>	22日	後1～4	
司法書士相談 <b>要予約</b>	17日	後1～4	
夜間相談	4・18日	後5～8	
和泉地区相談会	—	前10～後3	

# すべての人に119を

～外国語通訳・障害者用サービスを開始～

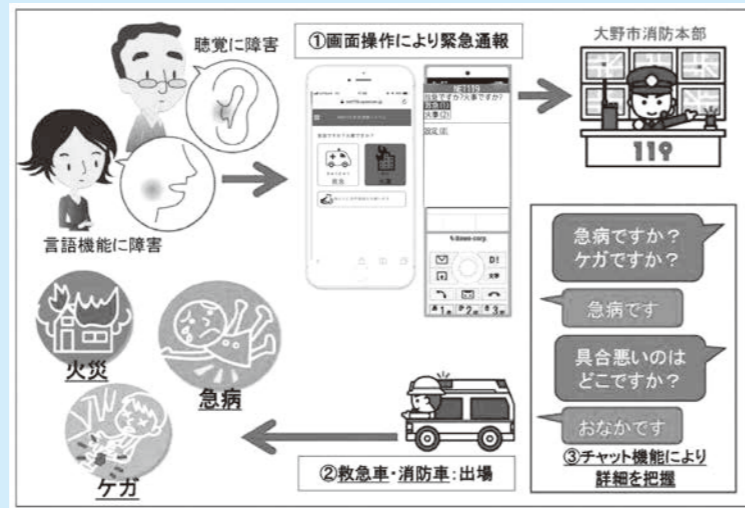
## 多言語通訳サービス(5月1日～運用開始)

外国人からの119番通報に通訳者を交えて3者で通話することで、日本語が話せない外国人からの119番にも迅速に対応します。英語や中国語など18カ国語に24時間365日対応しています。

## Net119緊急通報システム(6月1日～運用開始)

聴覚・言語機能障害などにより会話が不自由な人でも、携帯電話やスマートフォンの専用画面から119番通報ができるシステムを導入しました。利用には住所、氏名などの事前登録が必要です。事前登録された情報やGPS情報から現場をスムーズに特定します。

- ※携帯電話などの機種によっては正しく動作・表示されない場合があります
- ※身体障害者手帳の交付を受けている必要はありません



【Net119緊急通報システムのイメージ】

☎ 消防署通信指令室 (☎66・0119)

### 危険物安全週間 統一標語

## 6月7日頃から13日頃までは「危険物安全週間」です ～訓練で確かな信頼 積み重ね～

家庭や職場での危険物の取り扱いに対する安全意識を高めるため、毎年6月の第2週は全国一斉に「危険物安全週間」が実施されます。消防署では、ガソリン・軽油・灯油などの危険物事故を防ぐため、統一標語を掲げて各種啓発活動を行います。

☎ 消防署予防課 (☎64・4899)

## 戦没者などの遺族に対する「第11回特別弔慰金」の請求受付について

4月1日を基準日として、第11回特別弔慰金の請求受付を開始しています。

- 支給対象者 戦没者などが亡くなる前に生まれ、令和2年4月1日(基準日)時点で生存している遺族
- 請求期間 令和5年3月31日まで
- 請求窓口 福祉こども課
- その他 支給される金額や時期など詳しい内容は問い合わせください

☎ 福祉こども課 (☎64・5142)

## 新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料免除等の申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により2月以降の所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を基にした手続きで、国民年金保険料の免除申請が可能になりました。

免除の対象期間は2月分から6月分までで、7月分以降は改めて申請が必要です。

- 申請窓口 市民生活課
- その他 郵便による申請ができます。2次元コードから「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」と「所得の申立書(臨時特例用)」をダウンロード。必要事項を記入の上、市民生活課宛てに郵送してください

【宛先 〒912-8666 市民生活課 ※住所は書かなくても届きます】

☎ 市民生活課 (☎64・4810) 福井年金事務所 (☎0776・23・4518)



# 消防署からのお知らせ



## 空き家や空き地の火災予防

市の火災予防条例では、放火や火遊びなどによる空き家や空き地などの火災を未然に防ぐため、空き家などの所有者、管理者などは、火災予防に努めることとなっています。

**大野市火災予防条例(空地及び空家の管理)**

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

このような場所で発生した火災は、発見が遅れ、周囲の住宅などに延焼し大きな火災となる恐れがあります。

### 空き地や空き家の適切な管理を

- ・ 枯草などは刈り取るなど適切に処理しましょう
- ・ 木くず、紙くずなどの燃えやすいものは置かない(放置しない)ようにしましょう
- ・ フェンスなどで周囲を囲いましょう
- ・ みだりに人が出入りできないよう施錠などをしましょう
- ・ ガス、電気は確実に止め、灯油などの危険物は置かないようにしましょう



全国の出火件数について出火原因別にみると、「たばこ」が最も多いのですが、「放

火」と「放火の疑い」を合計した場合、放火に関連する件数が最も多くなり、十分な警戒が必要です。

### 空き家などが放火される要因

- ・ 敷地内、建物内へ自由に出入りしやすい
- ・ 不審者に対する監視体制が取りづらい
- ・ 周囲に燃えやすいものが放置されている



空き家などは、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、所有者が自らの責任により適切に管理し、放火や倒壊などが起こらないように備えましょう。

☎ 消防署予防課 (☎64・4899)

## 令和2年度 防火管理講習を中止します

新型コロナウイルス感染症の影響により、6月に開催を予定していた防火管理講習(甲種新規講習および再講習)は中止します。

### 〈防火管理に関する注意事項〉

- 1 施設などに防火管理者の有資格者がいる場合は、有資格者が引き続き防火管理業務を行ってください
- 2 防火管理者の有資格者がいない場合は、施設などの所有者や責任者などが中心となって火災予防、防火管理を徹底してください
- 3 本年度中の受講を希望する場合は、日本防火・防災協会のホームページを確認してください

☎ 消防署予防課 (☎64・4899)